

本部町社会福祉協議会常務理事の給与及び旅費に関する規程

制 定	平成 15 年	5 月	1 日
一部改正	平成 17 年	4 月	1 日
"	平成 21 年	6 月	1 日
"	令和 2 年	4 月	1 日

(趣旨)

第1条 この規程は常務理事の給与及び旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 常務理事に支給する給与は、給料、期末手当とする。

(給料)

第3条 常務理事の給料月額は、別表 1 のとおりとする。

- 2 新たに常務理事なった者には、その日から給料を支給する。ただし、退職し、又は失職した国家公務員又は地方公務員が即日、常務理事になったときは、その日の翌日から給料を支給する。
- 3 常務理事が退職又は失職により、常務理事でなくなったときは、その日まで給料を支給する。
- 4 常務理事が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 5 第2項及び第3項の規程により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときはその給料月額は、その月の現日数から、土曜日、日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りにより計算する。

(期末手当)

第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常務理事（これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常務理事も含む。）に対して、それぞれ基準日から起算して15日を越えない範囲内において支給する。

- 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常務理事にあっては退職し、又は死亡したに現在）において職員が受けるべき期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の125を乗じて得た額とする。
- 3 常務理事の期末手当は、職員給与規程の例により支給する。

(旅費)

第5条 常務理事の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、者賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費とし、その額は、別表第2のとおりとする。

(給与及び旅費の支給方法等)

第6条 この規程に定めるもののほか、常務理事の給与及び旅費の支給方法等については一般職の職員の例による。

附 則

この規程は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

職名	給料月額
常務理事	200,000円

別表第2（第5条関係）

1 国内旅行の旅費

職名	鉄道賃 及び船賃	航空賃	車賃	日当 (1日につき)		宿泊料 (1夜につき)		食卓料(県 外1夜につ き)
				県内	県外	県内	県外	
常務理事	実費	実費	実費	円 1,000	円 3,000	円 8,000	円 12,000	円 1,500

2 外国旅行の旅費

職名	鉄道賃 及び船賃	航空賃	車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	支度料		
							1月未満	3月未満	3月以上
常務理事	実費	実費	実費	円 4,700	円 14,600	円 5,600	円 60,000	円 70,000	円 80,000